

令和 2 年 7 月 12 日現在

機関番号：33923

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16993

研究課題名(和文) 投資仲裁における租税に関する国家の国際的義務と国内政策との相剋

研究課題名(英文) The conflict between international obligations and domestic tax policies of states in investment arbitration

研究代表者

ウミリデノブ アリシェル (Umirdinov, Alisher)

名古屋経済大学・法学部・准教授

研究者番号：10774599

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、投資仲裁における課税問題について国家の裁量権保護の観点から体系的に検討を行ったものである。具体的には、比較租税法における個人の権利保護と国家の裁量権のあり方の検討、同様の超国家的制度として、WTO及びEU法の領域における租税に関する議論の検討、最後には、とあける研究から得た示唆を基に、投資仲裁において下されている仲裁判断を手がかりとし、租税に関する国家のあるべき裁量権の理論の土台の構築に取り組んだ。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、租税問題の重要な側面である国家の課税主権について、従来の議論の偏向を修正するものである位置づけることができる。先進国だけでなく、途上国の租税制度やその文脈を考慮した上で提案を行った政策的インプリケーションは、投資協定仲裁の持続可能性に大きく貢献できる。

研究成果の概要(英文)：This research project systematically examined the protection of policy space for states in tax-related investor-state arbitration. Concretely, the researcher tried to build the fundamentals of theory of state's legitimate tax discretionary power through examination of protection of individual rights and state discretionary power in comparative tax law, and debates in supranational systems, such as WTO and EU law.

研究分野：国際経済法

キーワード：投資仲裁 課税権 投資保護

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

課税ほど国家の裁量権が強く守られている規制は他に類例が少ない。課税は他の行政規制と異なり、財産の一部の強制的な「没収」を意味する。租税法の規範は侵害規範であり、できるだけ課税負担を軽減したい納税者と国庫に入る税をできる限り大きくしたい税務当局との間に緊張関係を生じさせる。このような緊張関係を反映し、国際投資協定(International Investment Agreements、以下「IIA」という)による投資家と投資受入国間の投資紛争(投資仲裁)は1990年代後半から活発になり、2020年6月までに報道された事例は1000件に上っている。投資仲裁は、投資受入国の外国投資家の投資活動に対する公共規制をしばしば問題にしており、その中で最近では租税規制が顕著に現れるようになった。そこで、租税に関する国家の国際的義務と国内政策との対立は、IIA体制において最も先鋭化する。

投資仲裁における租税事件は現在活発に議論されているが、それらの議論には投資家保護への偏向が同様に認められる。また、IIA の抽象的規定の解釈如何によって国家の課税主権への影響について触れているものがあるが、IIA における課税問題の一部を扱っており、十分な分析が行われていない。日本国内においてもいくつか、先行研究があるが、国内裁判によるIIAの租税問題への適用とIIAの規定の紹介を中心的に行っており、国内租税法学者としての国際経済法学的問題に対する分析の限界が現れている。

本研究は、租税問題の重要な側面である国家の課税主権について研究することで、従来の議論の偏向を修正するものであると位置づけることができる。また、そのための理論構築及び政策的提案を行うものとして、有意義であるといえる。研究代表者は、本研究に修士課程の時代から関心を示し、投資受入国の課税主権の保護に関して十分な検討が行われていないことを明らかにしてきた。さらに、博士課程では、投資仲裁がIIAの諸規定を拡大解釈し、投資受入国にとって不可欠な裁量権を不当に制限しているのではないかと問題意識の下に、投資仲裁において天然資源投資に関わる課税問題を中心として考察を行ってきた。しかし、天然資源投資に関わる課税を含めて、国際直接投資の課税問題の研究が残され、不可欠な研究課題であった。本研究は、国内法及び投資仲裁に並行するWTO法とEU法を手がかりとし、IIAにおける収用、公正待遇、最恵国待遇、損害賠償の支払い等の規定について批判的な検討を行い、投資仲裁において国家のあるべき租税裁量権の規則を探求し、法政策的インプリケーションを導くように試みることであった。

## 2. 研究の目的

投資協定仲裁は投資受入国の外国投資家の投資活動に対する公共規制をしばしば問題にしており、その中で最近では租税規制が顕著に現れるようになった。ただし、租税については、国家には投資仲裁においてどの程度の裁量権・政策の自由があるのか、そのような裁量権・政策の事由はそもそもどのような基準によって決定されるべきなのか、という点について、これまで十分な議論が行われていない状態にある。投資仲裁において国家の租税に関する裁量権を十分に保護するための解決策を見出すためには、国家の裁量権に関する検討が必要である。本研究は、定説が存在しない租税と国際投資協定との関係を巡る問題について解決の指針となる、一般論たる「国家の課税裁量権」理論の基盤構築を目的とするものである。

## 3. 研究の方法

本研究では、研究期間を三つの段階に分け、投資仲裁における租税に関する国家の国際的義務と国内政策との相剋問題の分析に取り組んだ。

【第一段階における研究方法とその成果】 この段階において、ドイツ、米国、日本、加えて他のヨーロッパ諸国の憲法と行政法、また租税法に関する書籍、論文、レポートなどを幅広い範囲で収集

した。文献の範囲を日本語と英語に限らずロシア語などにも広げ、投資仲裁において租税問題に関する国家のあるべき裁量権について、普遍性のある理論の構築に取り組んだ。研究の結果、執筆中の書籍の第9章である「投資仲裁における国際租税問題」に関するチャプターを完成させることができた(Replacement of Tax Treaties by International Investment Agreements -the Application of IIA Rules to the Offshore Tax Transactions-)。

また、国際的な研究活動としては、2017年3月上旬にはイギリスのLiverpool大学法学部教授のMavluda Sattorova博士と同大学のロンドンでのサテライト・キャンパスで議論を行い、投資仲裁の研究において最先端で活躍している彼女の本研究に対する理論的及び技術的なコメントを受けた。さらに、2017年4月29日から5月9日までにオランダのアムステルダム市に所在する国際租税法研究において権威のあるInternational Bureau of Fiscal Documentation (IBFD) 研究所に滞在し、同研究所が毎年開催する若手研究者フォーラムにおいて本研究の成果の一部を報告した。また、同研究所の研究者フェローとのネットワークを構築しつつ、本研究について議論し、多くの有益なコメントを受けた。さらに、文献の豊富なIBFD研究所の図書館を利用し、日本では簡単に入手できない資料を徹底的に収集するよう試みた。

#### 【第二段階における研究方法とその結果】

2017年までは研究に専念することのできた立場であったが、同年の4月から新しい職場で准教授として働き始め、教育に関する負担が増えた。そこで、研究と教育のバランスが一気に変わり、後者の方により多くの時間が取られるようになり、書籍の出版契約を結んでいるイギリスのRoutledge社と原稿の提出締切を延長してもらう事態となった。そこで、このような延長を生じさせないための対策を考え、大学の夏季休暇開始直後にドイツのハイデルベルグ市にあるマックス・プランク研究所に40日間の短期滞在をし、研究に集中する環境に身を置くことにした。滞在先では、Stephan Schill教授など国際投資法分野において権威のある研究者と自分の研究テーマを議論する機会を作った。ドイツでの滞在中には、マックス・プランク研究所と限らず、ハレー大学のTransnational Economic Law Research Centerを訪問し、同研究所のChristian Tietje, Azar Aliyev教授らと研究交流を行った。

ドイツ滞在中には、本研究の第4章(Taxation and Property Rights in Parallel International Economic Legal Systems: WTO and ECtHRs)と第10章(Calculations and Deduction of Taxes from the Amount of Compensation in the Award)を完成させた。それらのうち、第10章を2017年9月にドイツから日本に帰国直後に開催された名古屋大学法学部とドイツフライブルグ大学法学部の共同シンポジウムにおいて報告できた。さらに、執筆したチャプターを神戸大学の瀧圭吾教授(国際租税法学者)に読んでもらい、同教授のコメントの元にもう一度修正し、原稿を完成させた。

【第三段階における研究方法とその結果】 2018年から第三段階に移り、以下のような目的を設定していた。つまり、租税法においてあるべき国家の裁量権の共通の限界線と、個人・投資家に対する権利侵害と国家の課税主権との間の線引の基準、そしてその線引を実現するための具体的方策を素材とし、国際投資協定に基づく従来の投資仲裁判断の再評価を行う。その上で、従来の投資仲裁の租税事件における解釈、及び、国際投資協定・国家契約の租税に関する規定を批判的に検討し、投資仲裁における投資家に対する権利侵害との関係で、国家の租税に関する裁量権保護の体系的理論を構築する。そこで、第三段階では、第一・第二段階で得た研究成果を元に、国家の課税権と投資家の保護との間の線引の基準を明確にするいくつかの研究成果を公開した。まず、2018年3月下旬に、神戸大学、ホーチミン市法科大学(ベトナム)また、名古屋経済大学と

共同でベトナムのホーチミン市において投資仲裁における国際投資紛争解決制度に関する国際コンフェランスを企画した。当コンフェランスにおいて、投資仲裁に訴えられる投資受入国が投資協定を結ぶ際に配慮すべく具体的な方策を取り上げ、本研究プロジェクトの成果の一部をベトナム政府やベトナム国際法学者にアピールできた。本報告は、その後、ベトナム後に翻訳され、最近まで多国籍企業と国際租税紛争に直面していたベトナム政府にとって重要な手掛かりになっているといえよう (International Conference on 'International Investment Dispute Settlements of UNCITRAL and ICSID: Implication for Vietnam', 2018 March 27, Ho Chi Min City, pp.1-27)。ベトナムでは、投資家の権利保護の観点から投資仲裁における租税問題を扱ったが、その後、特に途上国においては国家による租税に関する裁量の濫用も実際に起きていることを鑑み(例:Yukos 対ロシア仲裁判断、Anatoli Stati 対 カザフスタン仲裁判断など)、国際法上の「権利の濫用」概念を国際租税問題への適用を試みた。その結果として出来上がったのは、2019, Abuse of Fiscal Power by Host States in Investment Arbitration in Alexander Bruns, Masabumi Suzuki (eds.,) Reactive Instruments of Social Governance, Mohr Siebeck, pp.53-81であり、本研究では投資受入国がどの時点で国際法上認められている裁量権を乗り越え、悪意な租税措置により如何に投資家の財産を間接的な方法によって国有化しているのかを明確にした。

さらに、2019 年末に韓国に渡航し、国際経済法分野で広く知られている Asif Qureshi 高麗大学校法学部教授、KDI 政策校の Sherzod Shadikhodjaev 教授と議論し、投資協定仲裁判例の分析における比較公法学と WTO の判例の重要性を確認した。韓国での議論を活かし、執筆中の書籍の中では WTO の租税に関わる各条約制度、それに関するパネル及び上級委員会報告、また学会における学説の検討・整理が完成し、投資仲裁と並行する、物・サービスの貿易に関する超国家的な法体制上の国家の租税裁量権の状況が明らかになった。

他方で、投資仲裁の手続きは近年長期化する傾向にあり、紛争当事者に数千万ドルの費用が発生する。法律に関わる国際サービス費用のこのような増加は、当然のことながら両当事者にとって好ましくなく、租税問題も含めて、投資紛争の早急な解決が望まれる。このような問題を背景に、第三段階においては、2017, Dispute Preventive Measures in International Investment Arbitration, in Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.,) Preventive Instruments of Social Governance, Mohr Siebeck, pp. 69-90、また、書評: Treaty shopping in international investment law (Jorun Baumgartner, Oxford University Press, 2016, 400 pp)国際経済法学会年報(2018)など、投資仲裁の手続き的な問題にまで視野を広げ、重要な政策的提言を行った。国際投資法に関連する書籍の文献紹介、WTOへの加盟の際の租税優遇措置の問題に関するペーパー以外に、名経法学誌44巻に「ウズベキスタンにおける投資仲裁～天然資源投資を伴う課税問題を素材に～」を公刊した。

なお、執筆中の書籍 (Routledge Research in International Economic Law "Tax Law and Investment Arbitration - Conflict between Domestic Policies and International Obligations of the State on Taxation-")の完成に関しては、大学授業の増加などの大学教育に関わる負担の増加、入っている経済産業省研究所(RIETI)への研究協力、さらに、その他の社会的貢献活動などもあり、大きな遅れが発生した。この遅れにより、書籍のかなりの部分が最新の仲裁事例を反映できていないなどの状態を招いてしまったため、再度、最新事例の収集に取り組むことにした。そこで、2019年の大学の夏季休暇開始直後にドイツのハイデルベルグ市にあるマックス・プランク研究所に50日間の短期滞在をし、本分野の有力な研究者と議論を重ね、投資仲裁に関する最新の議論に接し、本研究に関する自分の考えをもう一度改める機会を得た。その結果、投資協定の「公正及び衡平な待遇」規定に関するチャプターを除き、書籍のほとんどの部分が完成した。現在は、「公正

及び衡平な待遇」条項に関するチャプターを執筆するとともに、英語を母語とする専門家の最終的な校正を受けている。研究成果については、今年の10月末までには書籍を完成させ、公刊できることが確実となった。

#### 4. 研究成果

〔雑誌論文〕(計1件)

1. ウミリデノブ アリシエル「ウズベキスタンにおける投資仲裁～天然資源投資を伴う課税問題を素材に～」名経法学 誌 44 巻(2020)、1-44頁

〔学会発表〕(計5件)

1. Alisher Umirdinoy, ‘Arbitration in Uzbekistan’, *Uzbek-Japan Academic Forum*, APU Ritsumeikan, May 12, 2016.
2. Alisher Umirdinoy, ‘Dispute Preventive Measures in International Investment Arbitration’, *Symposium on Preventive Instruments of Social Governance by Law*, Freiburg University, September 21, 2016.
3. Alisher Umirdinoy, ‘Tax Law and Investment Arbitration ~ Conflict Between Domestic Policies and International Obligations of the State on Taxation~’, International Bureau of Fiscal Documentation, Amsterdam (IBFD), *Academic Department Postdoctoral Meeting for Researchers in International and Comparative Tax Law 2017*, Amsterdam, May 2-3, 2017.
4. Alisher Umirdinoy, ‘Calculations and Deduction of Taxes from the Amount of Compensation in the Award’, *Symposium on Social Governance by Law FRIAS IAR Nagoya Research Project: Reactive Instruments of Social Governance*, Nagoya University, September 21, 2018.
5. Alisher Umirdinoy, ‘Protection of Host State’s Fiscal Power in Investment Arbitration – Lessons for developing countries’, International conference on *International Investment Dispute Settlements of UNCITRAL and ICSID: Implication for Vietnam*, Ho Chi Min, March 27, 2018.

〔図書〕(計3件)

1. Alisher Umirdinoy, ‘Dispute Preventive Measures in International Investment Arbitration’, in Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.) *Preventive Instruments of Social Governance*, Mohr Siebeck, 69-90, 2017.
2. Foziljon Otakhonov, Alisher Umirdinoy, ‘Commercial Arbitration in Uzbekistan’, in Kaj Hobér and Yaraslau Kryvoi (eds.) *Arbitration in the CIS Region*, Kluwer Law International, Ch.11, 439-483, 2018.
3. Alisher Umirdinoy, ‘Abuse of Fiscal Power by Host States in Investment Arbitration’, in Alexander Bruns, Masabumi Suzuki (eds.) *Reactive Instruments of Social Governance*, Mohr Siebeck, 2019, pp.53-81

〔その他〕(計2件)

エキスパート オピニオン

1. Alisher Umirdinoy, The case for an Advisory Center for ICSID, Columbia FDI Perspectives, No.175, June 6 2016, <http://ccsi.columbia.edu/files/2013/10/No-175-Alisher-FINAL.pdf>

文献紹介

2. ウミリデノブ アリシエル, *Treaty Shopping in International Investment Law* (Jorun Baumgartner, Oxford University Press, 2016, 400 pp), 日本国際経済法学会年報、第27号、249-253頁。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1 . 発表者名 Alisher Umirdinov
2 . 発表標題 Calculations and Deduction of Taxes from the Amount of Compensation in the Arbitral Award: the Case of Investment Arbitration
3 . 学会等名 Social Governance by Law FRIAS IAR Nagoya Research Project: Reactive Instruments of Social Governance (国際学会)
4 . 発表年 2017年

1 . 発表者名 Alisher Umirdinov
2 . 発表標題 Protection of Host State's Fiscal Power in Investment Arbitration- Lessons for Developing Country
3 . 学会等名 International Conference on International Investment Dispute Settlements of UNCITRAL and ICSID: Implications for Vietnam (招待講演)
4 . 発表年 2018年

1 . 発表者名 Alisher Umirdinov
2 . 発表標題 Arbitration in Uzbekistan
3 . 学会等名 Uzbek-Japan Academic Forum
4 . 発表年 2016年

1 . 発表者名 Alisher Umirdinov
2 . 発表標題 Dispute Preventive Measures in International Investment Arbitration
3 . 学会等名 Preventive Instruments of Social Governance by Law
4 . 発表年 2016年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 Alisher Umirdinov	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 69-90
3. 書名 Preventive Instruments of Social Governance: Dispute Preventive Measures in International Investment Arbitration	

1. 著者名 Foziljon Otakhonov & Alisher Umirdinov	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Wolters Kluwer	5. 総ページ数 439-483
3. 書名 Law and Practice of International Arbitration in the CIS Region: Uzbekistan Chapter	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----